

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

## 事業評価調書〔途中評価〕（令和5年度）

### 1. 施設の名称等

施設名称	長崎交通公園
所在地	長崎市油木町6-40

事業所管	県民生活環境部	交通・地域安全課
課(室)長名	濱田 次則	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	3-3	安全安心で快適な地域を創る
	施策	1	犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進
	事業群	②	交通安全対策の推進

### 2. 施設の概要

設置年月日	昭和 46 年 7 月 1 日
設置法令等	長崎交通公園条例 (昭和46年3月16日)
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児・児童等に対し、道路、交通信号機、道路標識等の模擬交通施設を利用した交通安全の実技指導や視聴覚機材を使った交通安全教育を行い、交通安全知識を普及し交通道徳をかん養して交通事故の減少を図る。</li> <li>・ 県民に憩いの場を提供し、県民の福祉の増進に資する。</li> </ul>
利用対象者等	主に幼児・児童・生徒
施設内容	面積 : 9,597.69㎡ 職員数 : 5人(副管理者兼指導員1, 技術指導員3, 書記1) 教育施設: 道路、交通信号機、道路標識等の模擬交通施設、交通教室(管理棟2F)ほか。 遊具類 : ゴーカート等(電動、足踏み)43台、子供用自転車51台(内補助付21台)、三人乗り自転車1台ほか。
施設の利用料金体系	幼児・児童等の生命・身体を守るための交通安全教育施設であることを考慮して、利用料金は設定していない。
類似施設の設置状況	○佐世保市交通公園 ※令和元年12月28日閉園のため、現在は県内に類似施設なし ・ 所在 佐世保市祇園町221 ・ 面積 15,000㎡ ・ 設置者 佐世保市 ・ 管理 佐世保市交通安全協会連合会

区 分	財 源	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計画)
国 庫	その他(市負担金)	7,875	7,929	7,182	7,900	7,900
	一般財源	7,875	7,930	7,182	7,900	7,900
事業費<A>		15,750	15,859	14,364	15,800	15,800
内 訳	管理運営負担金	15,750	15,859	14,364	15,800	15,800
	その他( )					
人件費<B>		2,784	2,738	2,727	2,679	2,701
合計<C=A+B>		18,534	18,597	17,091	18,479	18,501
単位あたりコスト		18	48	37	22	23

(説明) 「利用者100人あたりに要する費用」= C ÷ 成果指標①利用者数 × 100 = 18,479 ÷ 81,757 × 100

### 3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》	長崎市城栄町41番75号
	《名称》	一般社団法人 長崎県安全運転管理協議会
	《代表者氏名》	理事長 村瀬 公一郎
指定期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日	
業 務	①交通公園の利用許可に関すること。 ②施設(設備)の維持及び修繕等。 ③幼児・児童等に対する交通安全教育に関すること。	
利用料金制	導入済 <input type="checkbox"/> 未導入 <input checked="" type="checkbox"/>	選定方法 <input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 非公募 <input type="checkbox"/>

#### 4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 利用者数（人）		（目標値の根拠） ①交通公園利用率（交通公園利用者数／県内子供人口）の前5年間の平均値に子供人口を乗じ2,000人を加算した数					＜令和5年度実施における変更点＞				
	② 交通安全教育指導児童数（人）		②交通安全教育指導率（交通安全教育指導児童数／県内子供人口）の前5年間の平均値に子供人口を乗じ1,000人を加算した数									
	実績		令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（計画）					
		単位										
①	a	目標値	人	132,000	128,000	109,000	90,000	79,000				
	b	実績値	人	103,677	38,501	45,590	81,757					
	c	達成率b/a	%	78	30	41	90					
②	a	目標値	人	79,000	77,000	67,000	57,000	52,000				
	b	実績値	人	62,783	32,042	36,834	55,809					
	c	達成率b/a	%	79	41	54	97					
③	a	目標値										
	b	実績値										
	c	達成率b/a	%									
指定管理者の収支状況	事業計画（R4）		令和元年度（実績）	令和2年度（実績）	令和3年度（実績）	令和4年度（実績）	令和5年度（計画）					
		（千円）	実績－計画									
利用料金			0									
県負担金	15,800		0	15,750	15,897	14,364	15,800	15,800				
その他	946		0	332	839	0	946	622				
収入計a	16,746		0	16,082	16,736	14,364	16,746	16,422				
支出b	16,746	▲	622	15,243	16,698	13,418	16,124	16,422				
うち人件費	12,334		8	11,139	11,256	11,619	12,342	12,334				
収支a-b	0		622	839	38	946	622	0				
配置職員数（人）	常勤	5	0	常勤 4	常勤 4	常勤 4	常勤 5	常勤 5				
	非常勤	0	0	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 1	非常勤 0	非常勤 0				

#### 5. 令和4年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画		実 績	
	＜指定管理者実施分＞		＜指定管理者実施分＞	
管理運営の状況	①交通公園の利用許可業務		①施設の利用許可について適正に業務を実施した。 ・公園利用者で不許可事由に該当する行為は認められなかった。また、許可の取消又は利用の中止事案も認められなかった。	
	②施設（備品）の維持管理及び修繕業務		②交通公園の施設・遊具等を適切に管理した。 ・施設等の安全点検（電気・消防施設等）は法令及び計画に基づいて実施した。 ・遊具については開・閉園時や日中に毎日点検を実施し、県には毎月点検報告を行った。 ・点検を行い故障があったものについては、指導員もしくは業者による修理を行い、効率的な活用を図った。	
	③交通安全教育業務		③来園者へ交通安全教育を実施した。 ・来園した児童等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に対応しながら、模擬コースでの横断訓練やDVD等の視聴覚機材を用いた交通ルールの指導を行った。 ・交通安全運動期間中には園内において、のぼり旗の掲示や子ども・保護者への交通安全啓発を行った。 ・平素から、開園中は園内放送で交通安全を呼びかけを行った。	

④施設の利用促進

- ④施設の利用促進活動を実施した。
- ・利用者に対するアンケートを実施
  - ・公園案内リーフレットを近隣地区（長崎市、時津町、長与町、西海市）及び県南地区（諫早市、大村市、島原市、南島原市、雲仙市）の幼稚園、保育園、小学校に配布した。今後は県北地域への配布も予定している。
  - ・関係団体との会議での配布や、公園受付に置いて来園者に配布するなどして、公園の活用を呼び掛けた。
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、遊具の利用制限を県とも協議しながら段階的に解除する等して利用の促進を図った。

<県実施分>

- ・県警からの依頼に基づき、休園日に法で義務付けられた運転免許証更新時の高齢者講習（認知機能検査）会場として活用。
- ・県実施の高齢者を対象とした参加体験型交通安全講習会の会場として活用。
- ・新型コロナウイルス感染症対策について指定管理者と随時協議を行い、利用制限の解除等について対応を行った。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた開園状況や遊具の利用制限を県のホームページでも周知し、利用者への広報に努めた。

検 証

①交通公園の利用許可業務

・令和4年度の施設利用（入園者総数（延べ））は、81,757人で前年度実績から36,167人の大幅な増となった。これは、新型コロナウイルス感染症に対する方針が緩和され、臨時休園が無かったことと、年度途中から遊具の利用制限を行わなかったことが主な理由である。しかしながらコロナ禍前の水準にはまだ戻っておらず、目標値である90,000人を8,243人下回った。これは年度途中まで遊具の利用制限を行っていたことと、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で来園を控えた利用者がいたためであると思料される。

②施設（備品）の維持管理及び修繕業務

・遊具の定期点検等を含む管理運営業務は事業計画に沿って適正に実施され、利用者の安全確保に努めた。管理瑕疵による事故発生等は無く、利用者の安全が維持された。

③交通安全教育業務

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防に努めながら、幼児・児童の発達段階に応じたきめ細やかな交通安全教育が実施され、幼児・児童の交通事故防止につながった。
- ・平素より開園中は、園内放送により適宜交通安全を呼びかけている。
- ・毎年県で募集している交通安全図画の応募作品（優秀・入賞作品）を展示し、交通安全意識の高揚に寄与した。

④施設の利用促進

- ・公園案内リーフレットを近隣地区及び県南地区の幼稚園、保育園、小学校に配布したほか、関係団体との会議での配布や、公園受付に置いて来園者に配布するなどして、公園の活用を呼び掛けた。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じて、遊具の利用制限を県とも協議しながら段階的に解除する等して利用の促進を図った。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた開園状況や遊具の利用制限をホームページで周知し、利用者への広報に努めた。

収支計画・実績

<指定管理者実施分>

(単位：千円)

主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入 a	16,746	16,746	
うち県負担金	15,800	15,800	(負担金のうち1/2を県が長崎市から収納している)
うち繰越金	946	946	
支出 b	16,746	16,124	
うち人件費	12,334	12,342	
うち業務費	2,694	2,784	
その他	1,718	998	
収支 a-b	0	622	

収支の状況

検 証

・公園内の除草や低樹木の剪定、ゴーカート・自転車等遊具や施設の修繕について、可能な範囲で外注せずに公園職員自らが行うなどした結果、令和4年度については622千円の黒字決算となり、令和5年度の繰越金となった。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

B

(説明)

○成果指標の達成状況について、①利用者数は目標値90,000人に対し実績値81,757人。②交通安全教育指導児童数は目標値57,000人に対し55,809人と、昨年度よりも大幅に増加したものの、どちらも目標を若干下回った。これは臨時休園は無かったものの、年度途中まで遊具の利用制限を行っていたことと、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で来園を控えた利用者がいたためであると思料される。

○管理運営にかかる収支状況は、622千円の収支黒字を出している。

○施設の維持管理状況は、遊具の定期点検等を含む管理運営業務は事業計画に沿って適正に実施され、利用者の安全確保に努めている。管理瑕疵による事故発生等はなく、利用者の安全が維持されている。

○入園者数は、新型コロナウイルス感染症に対する方針が緩和され、臨時休園が無かったことと、年度途中から遊具の利用制限を行わなかったことにより、コロナ禍前の水準には届かないものの前年を大幅に上回った。

○案内リーフレットは新型コロナウイルス感染症に対する方針が緩和されたことに伴い、近隣地区及び県南地区の幼稚園、保育園、小学校に配布するとともに、関係団体との会議での配布や、公園受付に置いて来園者に配布するなどして公園の活用を呼び掛けた。

また、遊具の利用制限を県とも協議しながら段階的に解除する等して利用の促進を図ったほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた開園状況や遊具の利用状況をホームページで周知し、利用への広報に努めた。

○来園した幼児・児童に対して、感染予防対策を講じた上で、模擬コースでの横断訓練、自転車等を利用して信号の見方、教室でのDVD等視聴覚機材を利用した指導等、交通知識の普及及び交通道徳のかん養を実施し、交通事故減少のための事業を実施した。

6. 令和5年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

○事業実施の内容についての見直しは無いが、引き続き施設の安全な利用のため十分な維持管理を実施するとともに、利用者数がコロナ禍前の水準に回復するように周知広報を図ることとした。

7. 令和5年度事業の評価

※評価区分 (a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない)

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点	評価	判定理由
指定管理者の行う管理運営等に関する評価	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	交通事故を減少させるため、幼児・児童に対するきめ細やかな交通安全教育指導を行っており、適正に管理がなされている。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	幼稚園・保育所・小学校の団体利用のみならず地域住民へも広く開放されており、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	幼児・児童の発達段階に応じたきめ細やかな教育指導がなされている。
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	施設・設備・遊具等の日常点検・定期点検の実施など協定書に従った適切な管理が行われている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	—	幼児・児童等の生命・身体を交通事故から守るための交通安全教育を行う施設であることを考慮し、料金設定はなされていない。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	草刈、樹木剪定、遊具修理等を職員自ら実施する等、経費節減の取組みが実施されている。
	(その他の観点)		

		視点	評価	理由
施設の在り方についての評価	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 薄れていない</li> <li>b. 一部薄れている</li> <li>c. 薄れている</li> </ul>	子供の交通事故は概ね毎年減少しているが、交通安全教育の重要性は後退していない。人命尊重の理念のもと県は常に子供の死者ゼロを目指す必要がある。負傷者も重い障害が残る例を考えると、さらに大幅減少を目指している。また子供たちの「飛び出し」による交通事故や、通学途中での交通事故への防止を考えると、幼児・児童の生命と身体を守るためには交通安全教育の継続は極めて重要である。幼稚園児、保育園児に机上のみで交通ルールを習得させるのは困難であり、模擬の車道・横断歩道・信号機等を利用して、遊びながら体験し、学ぶ施設は必要である。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適切しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 適切している</li> <li>■ b. 一部適切していない</li> <li>c. 適切していない</li> </ul>	子供たちの生命・身体の尊さ、これに伴う交通安全教育の重要性に変わりはないが、少子化、交通環境の変化、社会的ニーズの変化などに現状の施設のあり方が必ずしも一致しているとは言えない。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a. 適当（可能）でない</li> <li>■ b. 一部適当（可能）でない</li> <li>c. 適当（可能）である</li> </ul>	長崎市への移管協議は合意に至っておらず、現在のところ指定管理者制度以外の手法に代えられる見込みがない。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 得られている</li> <li>b. 一部得られている</li> <li>c. 得られていない</li> </ul>	指定管理者を公募としたため経費削減や効率化が進んだものとする。 子供の交通事故死者数については、平成30年から令和4年の5年間の年間平均が0.6人であり、前回の平成29年から令和3年までの5年間の年間平均0.6人と同率となったが、年間平均1人以上とはなっておらず、活動結果は得られているものとする。人命尊重の理念のもと、常に子供の死者数0を目指すことが重要である。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 代えられない</li> <li>b. 一部代えられない</li> <li>c. 代えられる</li> </ul>	長崎市への移管協議は合意に至っておらず、現在のところ指定管理者制度以外の手法に代えられる見込みがない。
	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. なっている</li> <li>b. 一部なっていない</li> <li>c. なっていない</li> </ul>	指定管理者である（一社）長崎県安全運転管理協議会は長年培ってきた交通安全教育手法を活用し、来園した幼児・児童等に対し、模擬コースにおける横断訓練、自転車等遊具を利用して信号の見方、教場での映画等視聴覚機材を利用した指導等、交通知識の普及及び交通道德の醸成を実施し、交通事故減少のための事業を行っている。また、県民の憩いの場として、園内の環境整備に努めている。
		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ a. 余地はない</li> <li>b. 一部余地がある</li> <li>c. 余地がある</li> </ul>	指定管理者の公募により、県の財政負担額は減少した。指定管理者は、コロナ禍の中で様々な手法で施設の利用促進を図り、さらに幼児・児童の生命を守るための交通安全教育の充実などに努めている。
		(その他の観点)		

## 8. 令和6年度事業の実施に向けた方向性

区 分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
<p>(説明：令和6年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○県内唯一の交通公園施設として交通安全教育を実施し、交通安全知識を普及して、交通事故のより一層の減少を図る。</li><li>○交通公園のより一層の広報に努め、広く県下に周知を行うとともに、子供運転免許証等の子供に魅力のある施策を推進し、入園者数の増加を図る。</li><li>○来園者へのアンケート調査は、令和5年度以降も引き続き実施し、改善可能なものについては反映する。</li><li>○交通公園において、高齢運転者の交通事故抑止に資する参加体験型の講習会の開催など、高齢運転者の事故防止対策に活用する。</li><li>○新型コロナウイルス感染拡大防止策を取りながら、入園者数をコロナ禍以前の水準へ回復させること、及び実施可能な交通安全教育の実施に努める。</li></ul>				